

○財務省告示第四十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十五年一月二十二日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第九 回、第一百一回、第一百十二回、 第一百十六回、第一百二十回、第 百二十五回、第二百二十六回、第 百三十一回、第三百三十四回及び第 百三十七回）及び利付国庫債券 （三十年）（第四回、第七回、第 八回、第十回、第十一回、第十 三回、第十六回、第十七回、第 十八回、第十九回、第二十回、第 二十一回、第二十二回、第二 十三回、第二十四回、第二十六 回、第三十回、第三十二回、第 三十三回及び第三十四回） 財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行の特例に 関する法律（平成二十四年法律 第一百一号）第二条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す			

十 三	十 二	九	八	七	六	五
の	利	振	最	払	発	募
払	過	替	低	込	行	入
込	利	単	額	金	額	決
み	子	位	面	額	額	定
率	率	格	金	額	額	の

る。数値をいう。次号において同
じ。を競う。付して行われる入
札に。よる発行利回り格差の
各。申込みの。うち。応募額を順次
さ。い。の。から。その。応募額を
割。り。当。てる。から。九。百。九。十。五。億。円
額。面。金。額。で。二。千。九。百。七。十。二。万
三。千。二。百。二。十。二。億。八。千。百。七。十。二。万
九。千。円
五。万。円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の。整。数。倍。の。金。額。に。よ。る。の。と
す。る。二。十。五。年。一。月。二。十。二。日
平。成。二。十。五。年。一。月。二。十。二。日
発。行。対。象。国。債。と。し。て。の。面。金。額
百。円。に。つ。き。次。の。算。式。に。よ。り。算
出。し。た。金。額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額の追加、次の算
式により算出した額の払込
期日に行い、償還の金額を
各発行対象国の債権の利率の
総額×各発行対象国の債権の
100×各日発行の発行日か、
支規に於ける支払期日は、
日

（利付） （第二回） （百三十年） （国庫債券） （十四）	（利付） （第二回） （百三十年） （国庫債券） （十一）	（利付） （第二回） （百二十年） （国庫債券） （十六）	（利付） （第二回） （百二十年） （国庫債券） （十五）	（利付） （第二回） （百二十年） （国庫債券） （十）	（利付） （第二回） （百二十年） （国庫債券） （十六）	（利付） （第二回） （百二十年） （国庫債券） （十二）	（利付） （第二回） （百二十年） （国庫債券） （十一）	（利付） （第二回） （百二十年） （国庫債券） （九）	名称及び記号
一・八%	一・七%	二・〇%	二・二%	一・六%	二・二%	二・一%	二・二%	一・九%	利率（年）
日年平 三成 月四 二十四	日年平 九成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 六成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	日年平 六成 月四 二十一	日年平 六成 月四 二十一	日年平 三成 月四 二十一	償還期限
億二百九十五	円百七十四億	四十五億円	三十億円	二百九億円	五十三億円	九億円	百九十億円	百三十億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支 単利回りとする。
十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十五年一月二十二日

（利付第三十年国库四回券）	（利付第三十年国库三回券）	（利付第三十年国库二回券）	（利付第三十年国库回券）	（利付第三十年国库六回券）	（利付第三十年国库四回券）	（利付第三十年国库三回券）	（利付第三十年国库二回券）
二・二%	二・〇%	二・三%	二・三%	二・四%	二・五%	二・五%	二・五%
日年平三成五月二十三	日年平九成五月二十二	日年平三成五月二十二	日年平三成五月二十一	日年平三成五月二十九	日年平九成五月二十八	日年平六成五月二十八	日年平三成五月二十八
二十六億円	円六百六十億	六十五億円	円百七十五億	十億円	十億円	五十億円	五十億円